

北九州市環境未来税について

北九州市「税のあり方」研究会

平成 12 年 4 月に設置した、大学教授、弁護士及びマスコミ関係者等の有識者で構成する研究会である。【資料 1】

課税自主権の活用策を中心に、北九州市の税のあり方について幅広い観点から研究を行い、平成 13 年 12 月に産業廃棄物に関する法定外目的税「環境未来税」の考え方を公表した。【資料 2】

「環境未来都市」の創造に向けた北九州市の取組み

北九州市は、「環境未来都市」の創造に向け、優れた環境対策技術や産学官民のネットワーク等を最大限活用することにより、市民に快適な環境を確保、維持していくことを目指している。

これまでごみの資源化・減量化、処理施設整備及びエコタウン事業などの取組みを推進し、一定の成果を上げてきた。今後も、引き続き最終処分場の安定的な確保や環境産業の振興、資源化技術の開発など、より高度で広範囲かつ長期にわたる、廃棄物と正面から向き合った各種環境施策に取り組まなければならない。

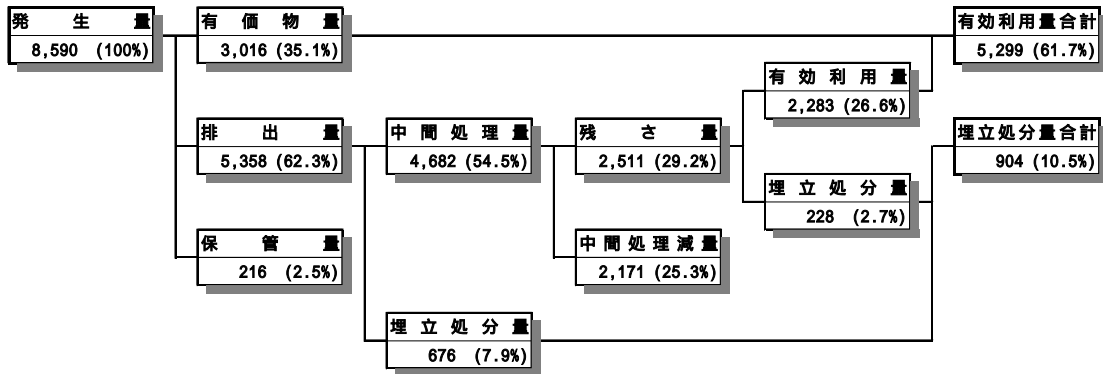
北九州市における産業廃棄物の現状

産業廃棄物に関する行政については、廃棄物処理法の規定に基づき、保健所設置市である北九州市が完結的に実施している。

民間や公共関与による埋立処分場の安定的確保は、中間処理業者の増加、市外からの産業廃棄物の搬入増加につながっている。

市内で発生した産業廃棄物の量は、最近 5 年間は毎年 800 万トン前後
市外からの産業廃棄物を大量に受け入れ、市外には比較的少量の産業廃棄物を搬出（市外からの搬入 160 万トン超、市外への搬出 約 4 千トン。平成 13 年度実績）【資料 3】

平成13年度 産業廃棄物処理フロー



単位：千トン
()内は発生量に対する割合

環境未来税の趣旨及び必要性

環境未来税は、「環境未来都市」の創造に向けた各種環境施策を実施するために必要な、持続的で安定的な財源を確保するための法定外目的税である。

静脈産業発展の基盤である最終処分場の確保は、北九州市の企業活動の円滑な発展に不可欠であり、最終処分場を活用する受益に対して広く負担を求めることが必要である。

環境未来税の導入によって、企業活動を埋立処分量の減量化・リサイクル化へ誘導することも期待できる。

北九州市内の最終処分場は他県や他都市に比べて料金の面で比較優位にあり、この最終処分場における産業廃棄物の埋立てには担税力が認められる。

【資料4】

《北九州市における処分料金の優位性》

| | | | |
|------------------|------------------------|------------------|--------|
| 平均処分料金 7,100円 | 北九州市の 優位性 1,000円 | 2,300円 | 3,300円 |
| | | 環境未来税 | |
| | | 平均処分料金 3,800円 | |

全 国

北九州市

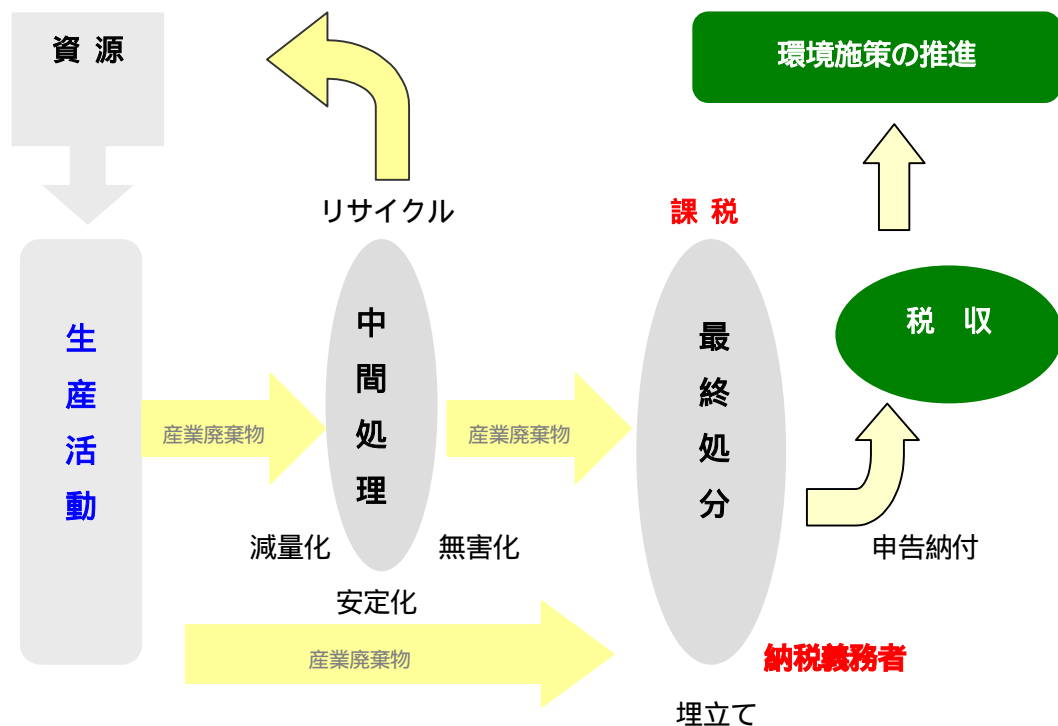
環境未来税の仕組み

【資料5,6】

| | |
|--------------|---|
| 性 格 | 「環境未来都市」を建設するために必要な環境施策を積極的に推進するための持続的で安定的な財源の確保を目的とする法定外目的税 |
| 納税義務者 | 市長が許可した産業廃棄物の最終処分業者及び市内の自家処分事業者 |
| 課税標準 | 納税義務者が市内の埋立処分場で処分する産業廃棄物の埋立量 |
| 課税の特例 | 税負担の公平性や税の簡素化の観点などから特に設定しない |
| 税 率 | 1,000円/トン（平成15～18年度 暫定税率 500円/トン） 平成15年度税収見込み 約3億円/年 |
| 徴収方法 | 申告納付（毎月） |
| 税収の用途 | 「環境未来都市」の創造に向けた <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理と快適な環境を両立させた21世紀型のまちづくり ・ リサイクル・資源化技術に対する研究開発等の支援 ・ 資源循環型産業を基軸とした新環境産業の創造 <p style="text-align: right;">など</p> |

* 実施時期は、景気への配慮と円滑な導入準備への対応のため、総務大臣の同意（平成14年9月27日）後1年間の準備期間を設け、平成15年10月1日とした。

環境未来税のフロー図



【排出事業者を納税義務者としない理由】

法定外目的税の場合、課税権の及ぶ範囲や課税技術上の問題があるため、現実的には一部の排出事業者のみを納税義務者とすることになる。

仮に、捕捉の容易性の観点から、年間 1,000 トン以上の産業廃棄物を排出する多量排出事業者を納税義務者とする場合、以下の懸念が生じる。

一部の多量排出事業者のみが納税義務者になるという点で、税の基本原則である公平性に反するのではないか。

北九州市の産業構造を考えた場合、この点は特に重視すべき。

北九州市の区域外への持出しを課税対象外とすることは、排出事業者を納税義務者とする課税として整合性が貫徹できないのではないか。

結果的に、産業廃棄物の多量排出事業者に対して懲罰的に課税することになってしまうような構成は、少なくとも北九州市においてとるべきではない。

【中間処理を課税対象としない理由】

中間処理を課税対象としないことは、中間処理（リサイクル・減量化）推進のインセンティブとなり、これまで以上にリサイクル・減量化が促進されることとなる。

中間処理による産業廃棄物の減量化は、限りある最終処分場の延命化に資するものである。

北九州市では、中間処理業等の静脈産業の育成を積極的に推進している。

排出事業者ごとの中間処理量を正確に捕捉することができない。

市外に搬出される中間処理後の残さについて、産業廃棄物に関する法定外税を導入している他団体との二重課税を回避する措置を講じることが必要となる。

現在の取組み

環境未来税については、平成 15 年 10 月 1 日から施行することとしており、それまでの間、適正な賦課徴収を行うために、納税義務者と具体的な納付手続等について十分協議するとともに、市民や排出事業者等に対し、さらなる周知を図るなど、円滑な税の導入に向け、着実に準備を進めている。

< 参考資料 >

- 1 北九州市「税のあり方」研究会委員名簿
- 2 産業廃棄物に関する法定外税「（仮称）環境未来税」の考え方（別添）
- 3 北九州市における産業廃棄物処理の現状（別添）
- 4 環境未来税導入の経過について
- 5 （仮称）環境未来税の早期実現に関する決議
- 6 環境未来税に対する関係者の意見等について
- 7 北九州市環境未来税条例
- 8 北九州市環境未来税条例施行規則

北九州市「税のあり方」研究会 委員名簿

| 区 分 | 氏 名 | 所 属 等 |
|-------|-----------|-----------------------------|
| 座 長 | 伊 東 弘 文 | 九州大学大学院経済学研究院教授 |
| 副 座 長 | 中 野 昌 治 | 弁護士 |
| 委 員 | 工 藤 裕 子 | 早稲田大学教育学部講師 |
| | 竹 中 佳 彦 | 北九州市立大学法学部教授 |
| | 豊 永 郁 子 | 九州大学大学院法学研究院助教授 |
| | 豊 福 健 一 郎 | 西日本新聞企画推進部次長 兼 編集企画委員会委員 |
| | 中 里 実 | 東京大学法学部教授 |
| | 中 村 良 広 | 北九州市立大学経済学部教授 |
| | 大 村 慎 一 | 北九州市財政局長 |
| 幹 事 | 南 本 久 精 | 北九州市総務市民局経営企画室長 |
| | 永 津 美 裕 | 北九州市財政局財務部長 |
| | 富 田 則 良 | 北九州市財政局税務部長 |

環境未来税導入の経過について

- 1 北九州市「税のあり万」研究会の最終報告 01.12.13
- 2 北九州市環境未来税準備委員会の設置 01.12.13
- 3 市議会への説明 総務財政委員会 01.12.20 02.03.22
大都市税財政制度確立等特別委員会 02.01.10 02.05.27
- 4 最終処分業者への説明 01.12中旬～下旬
- 5 多量排出事業者等への説明 02.01中旬～02.02中旬
- 6 福岡県への説明 随時
- 7 「（仮称）環境未来税の早期実現に関する決議」可決 02.03.26
- 8 最終処分業者への説明 02.03下旬～04月上旬
- 9 多量排出事業者等への説明 02.04下旬～05下旬
- 10 市議会6月定例会へ条例案を提案 02.06.12
- 11 市議会6月定例会で条例案可決 02.06.19
- 12 総務省に協議書提出 02.06.26
- 13 総務大臣の同意 02.09.27
- 14 条例の施行期日を定める規則公布 03.02.10
- 15 条例施行規則公布 03.02.25
- 16 条例施行 03.10.01

(仮称)環境未来税の早期実現に関する決議

本市は、「環境未来都市」の創造に向け、優れた環境対策技術や産学官民のネットワーク等を最大限活用することにより、市民に快適な環境を確保、維持していくことを目指している。

このため、これまでごみの資源化・減量化、処理施設整備及びエコタウン事業などの取組みを推進し、一定の成果を上げてきた。しかしながら、今後も、引き続き最終処分場の安定的な確保や環境産業の振興、資源化技術の開発など、より高度で広範囲かつ長期にわたる、廃棄物と正面から向き合った各種環境施策に取り組まなければならない。これらの施策を実施していくためには持続的で安定的な財源を確保することが重要である。

よって、本市議会は、現在本市において検討が進められている(仮称)環境未来税について、現下の経済情勢等を十分に踏まえ、市内の事業者について急激な負担増とならないように配慮するとともに、今後も引き続き行財政敷革を積極的に進めることと、税を負担する側に対して十分な説明責任を果たすことを前猥として、すみやかに実現を図るよう求める。

以上、決議する。

平成14年3月26日

北九州市議会

(自民市民クラブ・公明党・北九州市民クラブ・自由民主党・
社会市民連合・新生市民会議・新しい風)

環境未来税に対する関係者の意見等について

1 市議会

平成14年2月議会において、市議会の全面的支持に基づく「（仮称）環境未来税の早期実現に関する決議」がなされた。

2 最終処分業者

環境に関する税が検討されることは時代の流れなのである程度やむを得ないものである。

排出事業者に対し市から十分な説明を行ってほしい。

実施時期と税率に関する配慮は評価できる。

3 中間処理業者

排出事業者に対し市から十分な説明を行ってほしい。

リサイクル等の設備投資に対する支援策を考えて欲しい。

市内企業として市の取組みを応接したい。

4 排出事業者

時代の流れであり、趣旨（環境の世紀 市の取組み）は理解できる。

市内企業として市の取組みを応援したい。

現下の経済状況を考慮した暫定税率の導入と実施時期の設定は評価できる。

使途においては排出事業者への還元を考えて欲しい。

北九州市環境未来税条例

(環境未来税)

第1条 市は、現在及び将来の市民が快適な生活環境を享受できる都市づくりを目指し、廃棄物の適正な処理の推進、廃棄物の再生利用の促進に資する事業の支援その他の環境に関する施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第7項の規定に基づき、環境未来税を課する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 最終処分場 廃棄物処理法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準又は廃棄物処理法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に従って行われる産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所で、市内に所在するものをいう。
- (3) 最終処分業者 廃棄物処理法第14条第4項、第14条の2第1項、第14条の4第4項又は第14条の5第1項の規定による市長の許可を受けて産業廃棄物の埋立処分を行う者をいう。
- (4) 自家処分事業者 自己の事業活動に伴い生じた産業廃棄物の埋立処分を自ら行う事業者（最終処分業者を除く。）をいう。

2 産業廃棄物と産業廃棄物以外の物との混合物が最終処分場に搬入される場合には、当該混合物を産業廃棄物とみなす。

(納税義務者等)

第3条 環境未来税は、最終処分場において行われる産業廃棄物の埋立処分に対し、最終処分業者及び自家処分事業者に課する。

(課税標準)

第4条 環境未来税の課税標準は、最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の重量とする。

(税率)

第5条 環境未来税の税率は、1トンにつき1,000円とする。

(徴収の方法)

第6条 環境未来税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続等)

第7条 環境未来税の納税義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における環境未来税の課税標準となるべき産業廃棄物の重量の合計(当該重量の合計に1トン未満の端数があるときは、これを切り捨てる。次項において「埋立処分量」という。)及び税額その他必要な事項を記載した規則で定める様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

2 前項又は本項の規定によって申告書又は修正申告書を提出した者は、当該申告書又は修正申告書に係る埋立処分量又は税額について不足がある場合には、遅滞なく、規則で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。

(賦課徴収に関する申告の義務)

第8条 新たに産業廃棄物の埋立処分を開始した最終処分業者又は自家処分事業者は、当該埋立処分を開始した日から10日以内に、その旨その他必要な事項を規則で定める様式により市長に申告しなければならない。

2 環境未来税の納税義務者は、産業廃棄物の埋立処分を廃止したときは、当該埋立処分を廃止した日から10日以内に、その旨その他必要な事項を規則で定める様式により市長に申告しなければならない。

(不申告に関する過料)

第9条 前条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった者は、3万円以下の過料に処する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、当該納入通知書を発した日から10日以内とする。

(減免)

第10条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において環境未来税の減免を必要とすると認める者に限り、環境未来税を減免する。

2 前項の規定によって環境未来税の減免を受けようとする者は、第7条第1項に規定する納期限までに減免を必要とする理由を証する書類を添付した申請書を市長に

提出しなければならない。

- 3 第1項の規定によって環境未来税の減免を受けた者は、その理由がなくなったときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(不足税額等の納付手続)

第11条 環境未来税の納税者は、法第733条の16第4項、第733条の18第5項又は第733条の19第4項の規定による通知を受けた場合には、不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいう。次項において同じ。)又は法第733条の18第1項に規定する過少申告加算金額、同条第3項に規定する不申告加算金額若しくは法第733条の19第1項に規定する重加算金額を当該通知により指定する納期限までに、納付書(北九州市市税条例(昭和38年北九州市条例第85号)第2条第3号に規定する納付書をいう。)によって納付しなければならない。

- 2 前項の場合においては、その不足税額に第7条第1項に規定する納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次条において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

(納期限後に納付する環境未来税の延滞金)

第12条 環境未来税の納税者は、第7条第1項に規定する納期限後にその税金(同条第2項の規定による修正により増加した税額を含む。)を納付する場合においては、当該税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間(同項の規定による修正により増加した税額にあっては、同項の規定による修正申告書が提出された日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間)については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

(申告台帳の備付け)

第13条 環境未来税の納税義務者は、最終処分場において埋立処分した産業廃棄物について、当該産業廃棄物を埋立処分した年月日及び当該産業廃棄物の重量その他

市長が必要と認める事項を記録した台帳（以下「申告台帳」という。）を備え付けなければならない。

- 2 前項の申告台帳については、廃棄物処理法第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票、廃棄物処理法第12条第11項、第12条の2第12項、第14条第11項又は第14条の4第12項において準用する廃棄物処理法第7条第11項に規定する帳簿その他これらに準じるものとして規則で定めるものに当該申告台帳に記録すべき事項が記録されている場合にあっては、これらをもって当該申告台帳に代えることができる。
- 3 環境未来税の納税義務者は、申告台帳（前項の規定により申告台帳に代えることができることとされているものを含む。以下同じ。）を、当該申告台帳に記録した事項に基づいて行う環境未来税の申告納付に係る第7条第1項に規定する納期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（賦課徴収）

第14条 環境未来税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は北九州市市税条例の定めるところによる。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後において行われる産業廃棄物の埋立処分について適用する。
（埋立処分の開始に係る申告に関する規定の適用）
- 2 施行日において現に産業廃棄物の埋立処分を行っている最終処分業者又は自家処分事業者については、施行日に埋立処分を開始したものとみなして、第8条第1項の規定を適用する。
（暫定税率）
- 3 施行日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までの間に行われる産業廃棄物の埋立処分に対して課する環境未来税の税率は、第5条の規定にかかわらず、1トンにつき500円とする。

(延滞金の割合の特例)

- 4 当分の間、第 11 条第 2 項及び第 12 条に規定する延滞金の年 7 . 3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合 (各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法 (平成 9 年法律第 89 号) 第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう。) が年 7 . 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合 (当該特例基準割合に 0 . 1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) とする。

(検討)

- 5 市長は、この条例の施行後 5 年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北九州市規則第5号

北九州市環境未来税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市環境未来税条例（平成14年北九州市条例第56号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(延滞金の減免)

第3条 市長は、納税者が次の各号のいずれかに該当し、必要があると認めるときは、納付することができない金額を限度として延滞金額を減免する。

- (1) 災害によって損失を受けたとき。
- (2) 事業を廃止し、又は休止したとき。
- (3) 事業について著しい損失を受けたとき。
- (4) 前3号との均衡上特に必要があるとき。

2 前項の規定によって延滞金の減免を受けようとする者は、減免を受けようとする理由その他必要な事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(申告台帳の記録事項等)

第4条 条例第13条第1項に規定する市長が必要と認める事項は、次のとおりとする。

- (1) 納税義務者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所又は事業所の所在地）
- (2) 埋立処分を行う最終処分場の名称及び所在地
- (3) 埋立処分した産業廃棄物の種類
- (4) 委託を受けて埋立処分した産業廃棄物にあっては、当該埋立処分を委託した者の氏名又は名称
- (5) 産業廃棄物を排出する事業場等（工場、事業場その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）を2以上有する自家処分事業者にあっては、当該産業廃棄物を排出した事業場等の名称

2 条例第13条第2項に規定する産業廃棄物管理票又は帳簿に準じるものとして規則で定めるものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137

号)第12条の5第7項の規定により同項に規定する情報が情報処理センターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されている場合における当該情報の内容を記載した書類又は当該情報を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)とする。

(諸様式)

第5条 次の各号に掲げる申告書等の様式は、当該各号に定めるところによるものとする。ただし、市長は、当該様式により難い特別の理由があるときは、これを適宜補正することができる。

- (1) 条例第7条第1項の申告書又は同条第2項の修正申告書 第1号様式
- (2) 条例第8条第1項又は第2項の規定による申告書 第2号様式
- (3) 条例第10条第2項の申請書 第3号様式
- (4) 条例第11条第1項に規定する更正又は決定に係る通知書 第4号様式
- (5) 第3条第2項の申請書 第5号様式
- (6) 条例第13条第1項の申告台帳 第6号様式

(賦課徴収)

第6条 環境未来税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、北九州市市税条例施行規則(昭和39年北九州市規則第58号)の定めるところによる。

付 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。